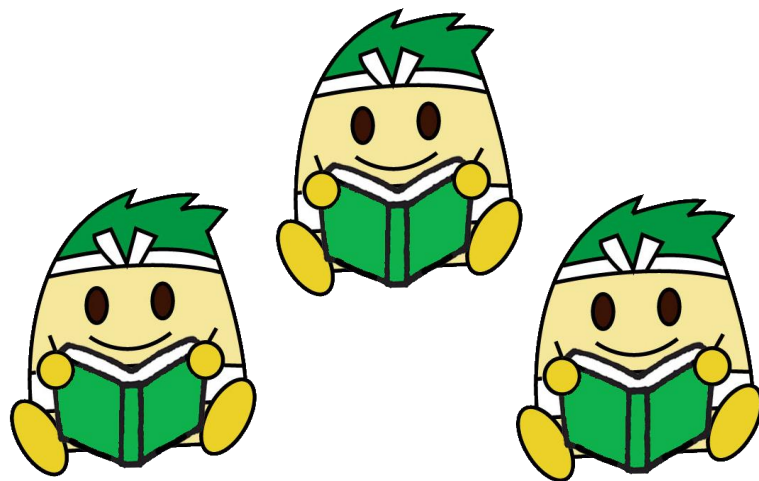


(案)

第3次稲沢市子ども読書活動推進計画

育てよう！
自ら読み 自ら考える
いなざわの子



© 稲沢市 いなッピー

令和2年 月

稲 沢 市

目 次

第1章 第3次推進計画策定にあたって

1	子ども読書活動の意義	P 1
2	新計画策定の趣旨と経緯	P 1
3	第2次推進計画の主な取組みと成果	P 3
4	第3次推進計画策定時の現状	P 7
5	第2次推進計画目標値の達成状況	P 8

第2章 第3次推進計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	P 9
2	計画の基本目標	P 9
3	施策の柱	P 9
4	計画の対象	P 9
5	計画の期間	P 9

第3章 子ども読書活動推進のための施策の展開

1	家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進	P 10
(1)	家庭での読書活動	P 10
(2)	地域での読書活動	P 13
①	保育園・幼稚園での読書活動	P 13
②	児童館・児童センター・子育て支援センターでの読書活動	P 14
③	保健センターでの読書活動	P 16
(3)	学校での読書活動	P 17
(4)	図書館での読書活動	P 20
2	学校・図書館・各施設における読書環境の整備	P 23
(1)	学校図書館などの整備・充実	P 23
(2)	図書館の整備・充実	P 26

(3) 関係機関との連携	P 2 8
3 子どもの読書活動推進のための広報・啓発	P 3 1
(1) 各種情報の収集と提供	P 3 1
(2) 優れた取組みの奨励	P 3 2

第4章 施策の効果的な推進に向けて

1 推進体制の整備	P 3 3
2 推進計画の進行管理	P 3 3
3 目標値の設定	P 3 4
4 第3次推進計画の体系図	P 3 5

資料編

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料2 稲沢市図書館協議会委員名簿（令和元年度） 事務局名簿	
資料3 稲沢市子ども読書活動推進計画の進行管理と第3次推進計画策定までの経過	

第1章 第3次推進計画策定にあたって

1 子ども読書活動の意義

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）では、第2条において、「子ども^{※1}の読書活動は子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と、その意義を示しています。合わせて、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と子ども読書活動推進の基本理念を定めています。これは子どもにとって読書^{※2}がいかに大切であるかを示しています。子どもが有意義な読書活動を存分に行えるよう、子どもたちに本と出会う機会を提供し、読書の楽しさや喜びを伝えること、また、子どもが読書を楽しむことのできる環境を整え、自主的に読書に親しめるよう導くことは、時代を問わず、私たち大人が担うべき責務です。

スマートフォンの普及や、SNS^{※3}等コミュニケーションツールの多様化により、多岐にわたる情報が交錯する中で、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点において、より深い言語能力の育成が重要と捉えられる近年、それを支える読書活動の必要性もより一層高まっています。

本市においても、子どもたちの成長に欠かすことのできない基礎教育として読書活動を位置づけ、あらゆる機会をとらえて推進することが重要です。

2 新計画策定の趣旨と経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、すべての子どもがあらゆる機会と

※1 条文には、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）」とあります。

※2 本計画において、読書の対象となる図書には、新聞、雑誌、教科書、マンガ（娯楽系のもの）、攻略本などを除きます。

※3 ソーシャルネットワーキングサービスの略で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑化する手段や新たな人間関係を構築する場を提供する、インターネットの会員制サービスの総称です。

あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務などが定められています^{※4}。そして、国は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を平成14年8月に策定しました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。第三次基本計画期間中においては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされ、様々な取組みが行われました。一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題や、情報通信手段の普及・多様化等、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化など、第三次基本計画期間の成果や課題・諸情勢の変化等を検証し、平成30年4月、新たに第四次基本計画が策定されました。

また、愛知県では、国の基本計画に基づき、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」、平成21年9月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）」、平成26年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」と順次、計画を策定してきました。そして、平成31年2月、令和5年までを計画期間とした新たな「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～」を策定しました。

これら国・県の計画を受けて、本市においても、平成22年3月に平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする「稲沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次推進計画」という。）を策定し、子どもたちが主体的に読書に親しむ習慣を身に付けられるような環境づくりや、そのために必要な支援の内容を具体的に提示しました。次に、第1次推進計画の成果・課題を踏まえ、続く5年間の「第2次稲沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を策定してきました。第2次推進計画では、国・県の計画を基本に、「稲沢市第5次総合計画」や「稲沢市教育目標」と整合性を図り、子どもの読書活動の継続的進展を進めました。

この第2次推進計画での成果や課題を基とし、直前に策定された国・県の第四次計画の計画方針を踏まえ、第1次及び第2次推進計画の成果の継続と、新旧の課題の

^{※4} このほかに、4月23日を「子ども読書の日」とすることも定められています。（第10条）

解決を目指し、ここに、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第3次稲沢市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

3 第2次推進計画の主な取組みと成果

○ 対象人数の推移

第1次推進計画策定時（平成21年9月1日現在）には、本市における子ども（新生児から18歳まで）は24,711人、うち就学前児童は8,433人、小学生8,249人、中学生4,067人、そして、高校生世代は、3,962人でした。

第2次推進計画策定時（平成26年9月1日現在）には、子ども24,724人、うち就学前児童は8,557人、小学生7,773人、中学生4,213人、高校生世代4,181人で、各世代間の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっていました。

第3次推進計画策定時（令和元年9月1日現在）では、子どもは23,038人、うち就学前児童は6,608人、小学生8,636人、中学生3,737人、高校生世代4,057人であり、それまでの計画策定時と比べると就学前児童数が目立って減っており、総数も減少しています。対象人数からも、少子化の進行は明らかと言えます。

○ 取組みの現状と成果の把握

第2次推進計画の進捗状況を把握するにあたり、具体的な取組み状況について、平成27年と平成29年に関係機関に調査を実施し、各取組みの現状と課題の把握を行いました。児童・生徒の読書実態については、平成28年9月と平成30年9月の2回、子どもの読書活動に関するアンケート調査を実施し、現状把握を行いました。

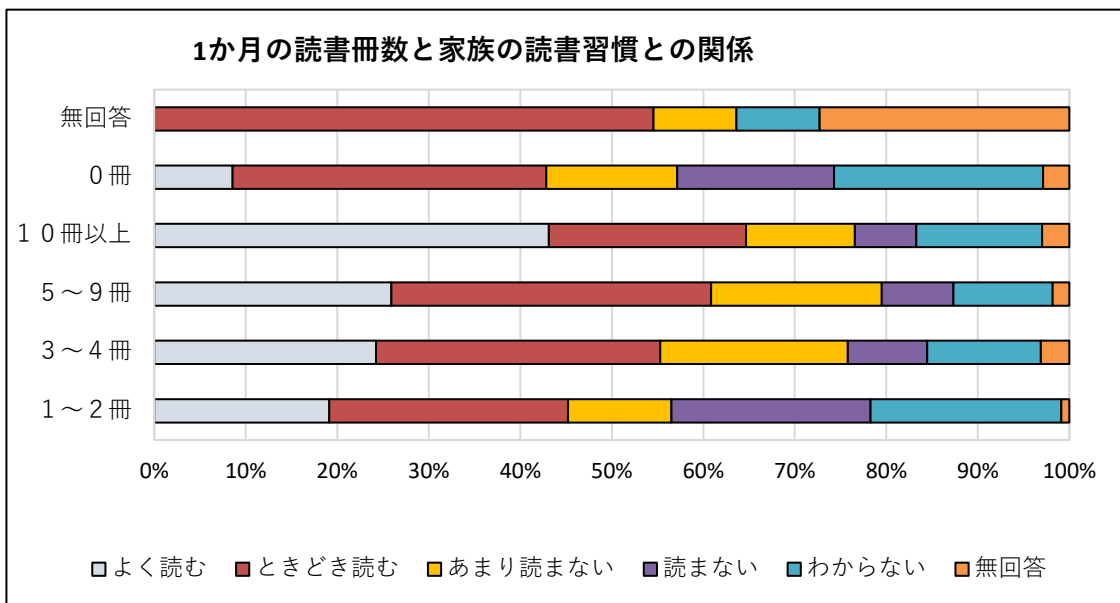
アンケート調査では、いずれも市内にある、小学校6校（2年生・5年生）、中学校5校（2年生）、公立高等学校3校（2年生）を抽出し、抽出した児童・生徒を調査対象としました。また、市内保育園6園、市内幼稚園1園を抽出し、その全園児の保護者及び抽出した小学校6校の対象児童の保護者を調査対象としました。そのほか、ブックスタート^{※5}配布対象の保護者にも、アンケートを実施しました。

^{※5} すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、その具体的なきっかけとなる絵本が入ったブックスタートパックを手渡す活動です。本市では、平成19年8月から実施しています。

○ 家庭での読書活動の取組みと成果

第1次推進計画では、園児を持つ家庭における「読み聞かせ」の実施率80%を、目標値に設定しました。第1次計画終了時では、向上は確認できたものの目標達成には至らず、目標値を継続することとしました。第2次推進計画完了時には、実施率は82.4%まで上昇し、園児に対する「読み聞かせ」^{※6}の実施率は目標達成となりました。しかし、アンケート調査では、園児に対する「読み聞かせ」実施率の向上に対して、子どもの就学とともに「読み聞かせ」が行われなくなる傾向も確認されました。

子どもが読書習慣を身に付けるには、子どもにとって最も身近な保護者の役割は大きく、家庭における読書活動は、読書を身近に感じ、家族の交流を豊かにする手段として重要です。第1次推進計画から第2次推進計画に推移する間に、乳幼児期の保護者に浸透してきた「読み聞かせ」の実施率を維持しながら、次の段階として、家庭における読書活動の進展を目指し、家族がともに読書をする時間の大切さの理解を促し、実践に結びつくよう、働きかけていくことが重要と考えます。



(「第2回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート結果」(小学生))

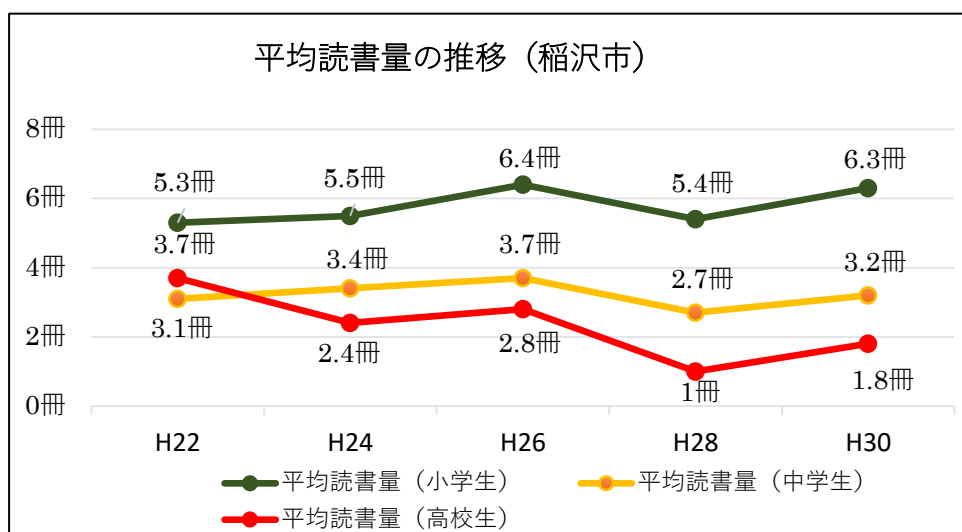
○ 児童・生徒への読書活動の取組みと成果

平成30年度実施の第2次推進計画に係る第2回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート調査結果によれば、本市の児童・生徒の1か月間の平均読書量は、

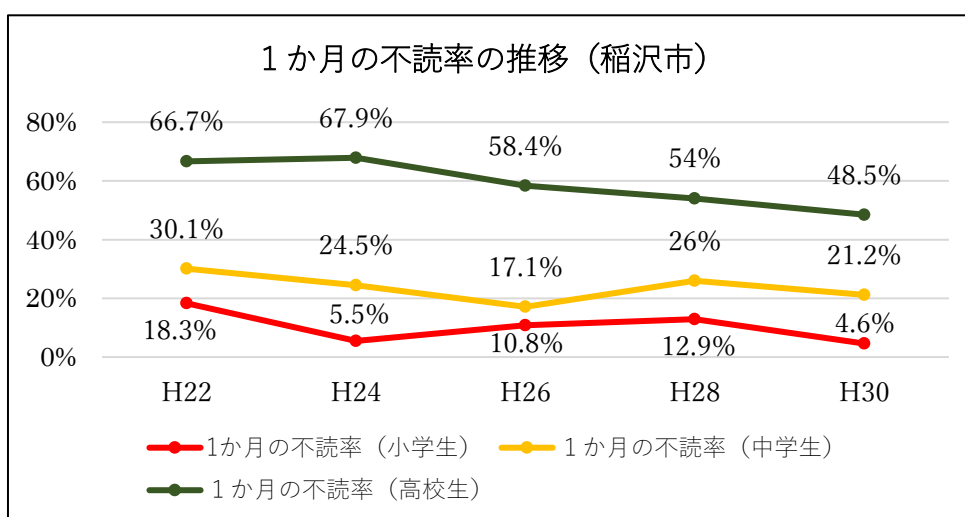
※6 子どもの想像力や創造力を喚起させるため、絵本や紙芝居などを読んで聞かせることです。

小学生6.3冊、中学生3.2冊、高校生1.8冊となっており、第2次計画策定時に実施した同様のアンケート結果と比較すると小学生で0.1冊、中学生は0.5冊、高校生では1.0冊少なく、いずれも策定時から後退しているという結果が出ています。

ちなみに、第1次計画策定時と比較した場合、小学生で1.0冊の増加、中学生では0.1冊の増加であり、第1次計画策定時からほぼ横ばいの状況であることが認められます。



（「稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート」）



（「稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート」）

次に、1か月間に1冊も本を読まない児童・生徒の割合「不読率」については、小学生が4.6%、中学生が21.2%、高校生が48.5%でした。1次計画策定時

(H22)からの推移は概ね緩やかな下降線を描いており、小学生は目標値5.0%を達成しましたが、中学生では第2次計画策定時(H26)から不読率が増えています。

第64回学校読書調査^{※7}結果(全国平均)では、平均読書量は、小学生9.8冊、中学生4.3冊、高校生1.3冊となっており、不読率は小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%となっています。本市では、平均読書量は小学生・中学生で、全国平均より少なく、不読率では、中学生が全国平均より悪い結果となっています。調査対象と調査時期が異なるため、単純比較はできませんが、平均読書量、不読率ともに引き続き読書活動の一層の推進を図り、目標値の達成に努める必要があります。

○ まとめ

本市における第2次推進計画実施期間中の主な取組みとその成果をまとめますと、目標値を定めました16項目中、目標値に達したものの5項目、目標値は達成できなかったが改善があったもの1項目、目標値に達成せず、かつ策定時から下回ったもの10項目という結果となりました。目標値に達した項目には、家庭での「読み聞かせ」の実施率(保育園・幼稚園)、1か月間の不読率(小学生)のように、子ども読書活動推進計画の推進が成果となって現れたと判断できるものと、図書整備率^{※8}(小学校・中学校)のように目標値は達成しても、なお課題が残るものとに分かれます。また、目標値を達成できなかったものの中には、学習指導要領の改訂に伴う学校生活の変化や保育園などの管理上の問題など、設定した目標値がそれぞれの実情に合わなくなったため、達成に至らなかったと判断されるものもあります。

この第2次推進計画の結果を真摯に受け止め、現状分析と今後の方向性を考慮し、新たな第3次推進計画の目標値設定に生かしていきます。

※7 毎日新聞社が毎年実施している調査で、1954(昭和29)年に学校図書館法が施行されたのを機に、子どもたちの読書傾向を調べる目的でスタートし、2018(平成30)年で第64回になります。

※8 国が定めた「学校図書館図書標準」(公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数)を100%とした蔵書冊数の割合です。

4 第3次推進計画策定時の現状

第2次推進計画の期間中、平成30年度に国及び愛知県が子どもの読書活動推進にかかる新規計画を策定したことは、第1章の2で述べましたが、本市では、平成30年に新たな総合計画である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）^{※9}」を策定しました。このプランの基本方針では、保育や教育の環境を地域と連携して充実させることで、子どもの健やかな成長を支援し、「子育て・教育は稲沢で」といわれるようなまちを目指すとしています。また、平成を経て令和という新たな時代を迎えた今日、スマートフォンやタブレットなどのメディアの普及、SNS等情報通信手段の多様化、少子高齢化、核家族化などに伴う社会状況の変化や、学習指導要領の改訂など、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、これまで以上に読書活動の重要性が問われています。

また、令和元年6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）」、いわゆる読書バリアフリー法が、公布、施行されました。この法律は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化^{※10}の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としており、今後、この目的に沿った施策の推進に努めることが求められます。

第1次推進計画以降、家庭・地域・学校と連携・協力し、子どもの読書活動の推進を継続してきました。その結果、「読み聞かせ」の実施率の向上や児童・生徒の不読率の減少、学校配本サービス事業^{※11}の開始など、読書活動の向上や、学校や図書館における子どもの読書環境の充実などの成果がありました。それに対して、小・中学生の平均読書量が伸び悩むなどの課題も残りました。子どもたちにとって、スマートフォンをはじめとする多様なメディアは既に生活に不可欠なものとなり、学校現場でもICT^{※12}の導入が進んでいくことが予想されます。そのような社会状況の把握に努め、子どもの読書活動や読書環境のさらなる向上に向けた計画を策定し、推進していく必要があります。

※9 市の行政運営全般について、基本的な方針を示す最上位計画です。計画期間は、平成30年から10年間です。

※10 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいいます。

※11 学校利用のために用意された図書館資料を、定期的に市内の小中学校に配送する事業です。

※12 Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。

5 第2次推進計画目標値の達成状況

区分	指標	策定時	実績		目標値	達成状況
			28年度	30年度		
家庭	家庭での「読み聞かせ」の実施率 (保育園・幼稚園)	76.7 %	82.3 %	82.4 %	80 %	達成
保育園	保護者への絵本の貸出園数 (公立保育園)	15園	14園	13園	17園	未達成
小学校	1か月間の「不読者」率	10.8 %	12.9 %	4.7 %	5 %	達成
	1か月間の「平均読書量」	6.4冊	5.4冊	6.3冊	10冊	未達成
	全校一斉読書 (週2回以上または年間70日以上) 実施率	78.3 %	91.3 %	69.5 %	100 %	未達成
	図書整備率	148 %	148.8 %	145.0 %	130 %	達成
中学校	1か月間の「不読者」率	17.1 %	26.0 %	21.3 %	9 %	未達成
	1か月間の「平均読書量」	3.7冊	2.7冊	3.2冊	4冊	未達成
	全校一斉読書 (週2回以上または年間70日以上) 実施率	77.8 %	66.7%	66.7 %	100 %	未達成
	図書整備率	133 %	139.4 %	148.1 %	130 %	達成
図書館	子ども1人当たりの図書貸出冊数	19.7冊	19.8冊	19.1冊	21冊	未達成
	小学生の図書館利用率 (月1回以上)	64.8 %	46.7 %	41.7 %	65 %	未達成
	中学生の図書館利用率 (月1回以上)	22.5 %	15.6 %	17.4 %	30 %	未達成
	16歳から18歳までの図書館利用率	11.7 %	5.0 %	5.7%	13%	未達成
	子ども ^{※13} 1人当たりの児童図書蔵書冊数	5.9冊	6.4冊	6.9冊	6.5冊	達成
	配本サービス実施校	-	6校	31校	32校	改善

備考 達成：目標値に達したものの

改善：目標値に達していないものの改善があったもの

未達成：目標値に達成せず、かつ策定時から下回ったもの

※13 市内在住の18歳以下の者を指します。令和元年9月1日現在、23,038人です。

第2章 第3次推進計画の基本的な考え方

第3次推進計画の目的・基本目標・施策の柱については、以下のとおり、第1次・第2次推進計画を継承し、取組み等の見直し、修正等を加え、新たな5年間を計画期間とします。

1 計画策定の目的

本計画は、稲沢市の子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していくことを目的とします。

2 計画の基本目標

この目的を達成するため、第1次・第2次推進計画の基本目標を引き継ぎます。

- (1) 子どもたちに読書の楽しさと大切さを伝えます。
- (2) 子どもたちに自由な読書ができる環境を整えます。
- (3) 子どもたちの読書を市民全体で支えます。

3 施策の柱

基本目標にともない、施策の柱を設けます。

- (1) 家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進
- (2) 学校・図書館・各施設における読書環境の整備
- (3) 子どもの読書活動推進のための広報・啓発

4 計画の対象

乳幼児から中学生までを中心に、おおむね18歳以下の者とします。

5 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3章 子ども読書活動推進のための施策の展開

1 家庭・地域・学校・図書館における読書活動の推進

(1) 家庭での読書活動

【現状と課題】

ア 家庭での「読み聞かせ」

子どもは「読みたい」という気持ちから読書を始めます。子どもが本に親しみ、自ら進んで読書をする習慣を身につけるには、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。特に乳幼児期には、家庭が積極的に役割を果たしていくことが大切です。

第2次推進計画までに、家庭での「読み聞かせ」実施率は、園児の保護者ではこれまで目標としていた80%を超え、各家庭に「読み聞かせ」の役割が理解され、実践されるという、一定の成果を挙げることができました。この状況が維持されるよう、引き続き、家庭での「読み聞かせ」が実施されることが期待されます。

イ 読書活動における家庭の役割

幼児期の「読み聞かせ」の実施率は、小学校入学以降、下がる傾向にあります。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成し、言語能力を育成するためにも、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に、積極的な役割を果たしていくことが求められます。

具体的には、家庭での「読み聞かせ」や、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりの創出が考えられます。また、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読み、本を媒介として家族の絆を深める「家読」^{うちどく}※14や、読書を通じて家族が感じたことや考えたことを話し合うなど、家族で読書の習慣付けを図り、読書に対する興味や関心を引き出す取組みも家庭における読書活動として期待されます。

※14 「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動です。(家読推進プロジェクト公式HP)

ウ 発達段階に即した「読書」

中学校・高等学校と年齢が上がるにつれて、家族から読書をすすめられなくなる傾向があります。中学校・高等学校に進むと、勉強やクラブ活動に忙しく、あまり自分から読書の時間を取ることができなくなってきました。また、様々なメディアが氾濫する環境、スマートフォンなどの利用時間の長時間化なども、読書活動の時間を減少させる要因と考えられます。読書以外の活動への関心が高まる中、読書への関心を継続させるよう、家庭でも子どもが読書に親しめるような環境づくりに努めることが求められます。

具体的には、年齢が低い子どもには、「読み聞かせ」などから本への興味を持たせ、読書をしよという意欲を引き出すよう、本に親しむ機会を提供し、年齢が高い子どもには、読書に対する意欲を持続させるよう、関係機関と連携し、共感したり感動したりできる良書をすすめていくなど、発達段階に応じた取組みが重要となります。また、保護者が読書を楽しむ姿を示し、子どもが本に親しみやすいような環境をつくることも大切です。

【施策の方向】

ア 保護者の読書意識向上

子どもが読書習慣を身に付けるには、家庭に本があり、家族で読書を楽しむなど、子どもが読書を身近に感じることでできる家庭の読書環境が大切です。そのためには、保護者の積極的な協力が必要です。保護者が、読書の楽しさや大切さを理解し、家庭で自ら率先して読書を行う姿を示したり、子どもの年齢にあった本を選び、発達段階に応じた読書活動を行ったりできるよう、図書館をはじめ、各施設を通じて働きかけをします。

さらに各種講座などで、保護者に向けて本の魅力などを紹介し、読書に対する意識の高揚を図ります。

イ 親子読書や「家読」の奨励

家庭で読書をする環境を作り、親子で読書を楽しむ時間を設けることを奨励します。年齢が低い子どもには、添い寝や親の膝で「読み聞かせ」を行い、親子で読書の時間を共有し、年齢が高くなるに従って、子ども自身が選んだ本と一緒に読んだり、家族がそれぞれに好きな本を読んだりして、家族で感想を話し合う「家読」など、子どもの発達に応じた家庭での読書活動を奨励し、その活動を支援します。

ウ 絵本の魅力を紹介

各種講座やセミナーでは、保護者や親子を対象に「読み聞かせ」や「家読^{うちどく}」などの家庭での読書活動を奨励し、適した絵本・児童書などを紹介します。また、「親子ふれあい広場^{※15}」や「すくすく広場での親子遊び^{※16}」では、絵本の「読み聞かせ」を行い、絵本の魅力を伝えます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 「子育てセミナー^{※17}」などで絵本の魅力を保護者に紹介
- 「親子ふれあい広場」「すくすく広場での親子遊び」で絵本の「読み聞かせ」の実施

◎新規事業

- 「家読」の啓発

【目標値】

- 家庭での「読み聞かせ」実施率

	平成30年度実績	令和6年度目標
保育園・幼稚園児	82.4%	85%

- 保護者の「家読」認知度（新規）

	—	令和6年度目標
小学生	—	80%

※15 育児に関する学びや親子あそびを通じて、保護者同士の交流を行う事業です。

※16 保健センター主催のすくすく広場（身体測定の日）に来場された親子に対し、子育てネットワークが手遊びや歌、体遊び、絵本の読み聞かせ等を行うことです。

※17 乳幼児期の子どもを持つ保護者や妊婦を対象とした子育てに関する講座です。

(2) 地域での読書活動

① 保育園・幼稚園での読書活動

【現状と課題】

ア 保育の中の「読み聞かせ」

令和元年度現在、市内には乳幼児を預かる施設として、保育園・幼稚園・認定こども園^{※18}・小規模保育事業所^{※19}が40園あります。各園では乳幼児たちが絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わえるよう、いろいろな機会・方法で「読み聞かせ」を保育の中に取り入れています。「読み聞かせ」では、乳幼児たちの年齢や発達段階にあった絵本を選び、興味・関心を高める必要があります。

イ 家庭と園での「読み聞かせ」

第2次推進計画の推進により、乳幼児期の家庭での「読み聞かせ」の実施率は向上し、意義や必要性について保護者の理解も一定の効果をあげています。その一方で、働く母親の増加により、家庭での「読み聞かせ」の時間が十分に確保できない家庭も増えています。そのような社会環境の中、各園では保育の中で「読み聞かせ」の時間を充実させ、園児が絵本にふれる時間を確保するよう努めています。保護者には、「読み聞かせ」を通して、愛着関係^{※20}や豊かな感性、言葉等の子どもの発達が助長されることについても伝え、家庭で、わずかな時間でも継続的に行うよう、引き続き働きかけていく必要があります。

【施策の方向】

ア 園での「読み聞かせ」の実施

子どもは、多くの時間を過ごす保育園・幼稚園などで、様々な遊びや絵本との出会いを通して成長していきます。保育に絵本を取り入れ、絵本を親しむ活動を通して、絵本の言葉の楽しさ、内容のおもしろさ、絵の美しさにふれることは、子どもの感性を豊かに育み、その後の読書習慣の基礎となります。今後も絵本の「読み聞かせ」を通して「本に親しむ」ことを体感させるよう努めます。

※18 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

※19 小規模保育とは、0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育を指します。

※20 母親が赤ちゃんに微笑みかけながら授乳したり、優しく語りかけながら抱っこしたりする、温かい日々のかかわりの積み重ねによりつくられる、親子間の温かい絆のことです。

イ 「読み聞かせ」の奨励・支援

家庭で保護者に絵本を読んでもらうことで、子どもは心や体が癒され、親子の絆が深まり、読書の楽しさや喜びを実感します。保護者には、園での読み聞かせの様子や、絵本に集中する園児の姿を知らせるなど、子どもにとっての「読み聞かせ」の重要性を認識するよう促し、ともに絵本を楽しむ時間を持つよう働きかけます。

また、求めに応じて、絵本や保護者用の育児書を貸し出すなど、家庭での読書活動を支援します。

ウ 図書館の団体貸出や大型絵本の活用

各園は図書館の団体貸出^{※21}や大型絵本^{※22}を活用し、年齢や発達段階に合った絵本や保護者用の育児書を充実させ、保護者の知識を高める手助けや、大型絵本を使った読み聞かせにより、子どもたちの興味・関心を高める工夫をします。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 園児への「読み聞かせ」の実施
- 保護者への「読み聞かせ」の支援（情報提供・図書の貸出し）
- 図書館の団体貸出の活用

【目標値】

- 図書館の団体貸出利用施設の割合

平成29年度実績	令和6年度目標
44.4%	70%

② 児童館・児童センター・子育て支援センターでの読書活動

【現状と課題】

ア 「読み聞かせ」の推進

児童館・児童センターや子育て支援センターでは、乳幼児と保護者及び児童が、

^{※21} 団体登録した利用団体に図書館資料の貸出しを行う制度で、本市では、図書館により最大30冊から100冊までを1か月借りることができます。

^{※22} 一度に大勢の子どもを対象に「読み聞かせ」をするため、作者の許可を得て拡大制作された絵本です。

絵本の楽しさ、おもしろさを味わい、絵本に興味・関心を持つことをねらいとして、児童厚生員^{※23}・保育士・ボランティアによる「読み聞かせ」を実施しています。

子どもが絵本にふれる機会を増やすため、引き続き充実を図っていく必要があります。

イ 保護者に対する啓発

児童館・児童センター及び子育て支援センターでは、第1次推進計画期間以降、全ての施設で、絵本の貸出しを行っています。また「児童館だより」や「子育て支援センターだより」を発行し、保護者や児童に児童館・児童センター・子育て支援センターなどで行われている「読み聞かせ会」のPRをしています。「児童館だより」は小学校へも配布しています。これらの機関紙や日々の活動を通して、1人でも多くの保護者に、「読み聞かせ」の実施や児童書等の貸出しにより読書の楽しさを伝えるとともに、子ども読書活動の意義や重要性を認識していただくよう、継続的に啓発する必要があります。

【施策の方向】

ア 「読み聞かせ会」の開催

子どもの年齢や発達に応じて絵本、紙芝居、大型絵本を利用した「読み聞かせ」を積極的に実施します。また、図書館や読み聞かせボランティア団体との連携を図り、子どもたちが絵本にふれる機会を増やします。「児童館だより」などを利用し、図書館などで行われている「読み聞かせ会」のPRをします。

イ 年齢や発達に応じた読書活動の推進

図書館のリサイクル本^{※24}などを活用し、絵本をはじめ幅広い年齢にあった図書の充実を図り、来館した児童に提供し読書活動の推進に努めます。また、図書館・公民館図書室^{※25}との連携を図ります。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 児童への「読み聞かせ会」の実施
- 「親子遊び・ふれあいタイム・おはなしタイム^{※26}」で絵本の「読み聞かせ」の実施

※23 児童館・児童センターなどの児童厚生施設において、児童の遊びを指導する職員です。

※24 図書館資料として不用になり除籍した本のうち、個人や他の施設で再利用する本のことです。

※25 市内の各地区の公民館に設けられている図書室、市立図書館の予約資料の受け取りや返却もできます。

※26 児童館・児童センターでは親子遊び（こあら広場・ひよこ広場・うさぎ広場）とふれあいタイムを、子育て支援センターではふれあいタイムとおはなしタイムを実施しています。

- 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
- 絵本の貸出しをはじめ、年齢や発達段階に応じた読書の推進

③ 保健センターでの読書活動

【現状と課題】

ア 乳幼児期からの本に接する動機付け

保健センターでは、絵本などを待合所に配置し、来所した親子が自然に本と親しめるようにしています。4か月児健診^{※27}のときにはブックスタートとして絵本を渡し、併せて、図書館で行われる「読み聞かせ会」の案内をしています。このほか、日頃から絵本を通して親子でふれあうことの大切さを紹介し、親子で本を楽しむ機会を持つように促しています。

これらの取組みに加え、保健事業の場など、親子と接する機会において、家庭での生活の中に乳幼児期から本に接することを習慣化できるよう、情報提供や啓発などの支援が求められます。

【施策の方向】

ア 「お話し会」・「読み聞かせ会」のPR

保健事業を通じて出会う親子に対し、図書館や児童館・児童センターなどの「読み聞かせ」活動をPRし、親子の読書活動に役立てるように周知します。

イ 親子読書の大切さの啓発と機会の提供

図書館のリサイクル本などを活用し、待合所の絵本などの充実を図り、親子で行う読書の大切さを知らせるとともに、子どもが本に親しむ機会をより多く提供できるよう努めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 図書館や児童館などの「読み聞かせ」活動のPRの実施
- ブックスタート事業における図書館との連携

^{※27} 生後3か月から5か月の乳児を対象に実施する健康診査です。

(3) 学校での読書活動

【現状と課題】

ア 継続的な読書活動の推進

子どもが多くの時間を過ごす学校は、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。令和2年度から実施される新学習指導要領^{※28}では、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館の計画的利用など、児童生徒の自主的、自発的な読書活動の充実を規定しています。各学校では、国語科を中心に各教科の学習活動を通じて多様な読書活動が行われており、また、学校図書館の活用などを通して、本に親しみ読書を通してものの見方や考え方を広げようとする子どもの育成に取り組んでいます。今後も子どもの言語能力を向上させる重要な活動として、学校における読書活動の充実が求められます。

市内の小中学校では、「朝の読書^{※29}」や、全校一斉の読書活動の実施により、子どもたちが本に親しみ、読書習慣を形成していくことに努めてきました。これらの読書活動が子どもの読書を支えていることは、平成28年度実施のアンケート結果^{※30}において、学校での読書活動が児童・生徒の読書量を押し上げている結果からも裏付けられています。

しかしながら、学習指導要領の改訂に伴い、小中学校では新たな取組みにより、従来行ってきた読書活動を維持できない問題が出てきています。これまで、一定の成果を挙げてきた読書活動の取組みを、市内のすべての小中学校が今後も継続していけるよう、読書活動の実施について、なお一層の努力が求められます。

また、学校のみならず家庭でも子どもの読書習慣が身につくよう、保護者に対して、「家読^{うちどく}」など家庭での読書活動の取組みについて啓発していくことも重要です。そのためには、学校関係者とボランティア団体などが連携し、保護者に向けての情報提供や、保護者の興味・関心を高めるための魅力的な読書活動に取り組むなど、機会あるごとに、読書の重要性に触れ、家庭での読書活動の啓発を行うなど、保護者の意識を向上させる必要があります。

※28 平成29年3月31日告示の新学習指導要領は、移行期間を経て、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面实施となります。

※29 学校で、朝の授業が始まる前の10分程度、児童・生徒と教師がそれぞれ自分の読みたい本を読む活動のことです。

※30 第2次稲沢市子ども読書活動推進計画「第1回稲沢市子どもの読書活動に関するアンケート」(H28)において、学校での読書を除外した結果、小学校・中学校とも不読率が高い結果となりました。

【施策の方向】

ア 読書の楽しさを伝えます

いろいろな教育の機会や場面を通して、学校関係者やボランティアが良書・適書をすすめるほか、子どもの興味・関心に応じた「読み聞かせ」や読書会、「ブックトーク^{※31}」をはじめ、「アニメーション^{※32}」「ブックウォーク^{※33}」読書郵便^{※34}などの読書活動や、「ビブリオバトル^{※35}」などの読書イベントを実施し、子どもの読書への関心を高め、本の楽しさを伝えます。

イ 学校関係者の意識の高揚と魅力あふれる読書指導

学校図書館の活用方策や読書活動に関する情報交換・研究協議などを行い、個々の教職員に読書活動の重要性を認識していただくとともに、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実をはかるなど、司書教諭^{※36}や学校図書館司書補^{※37}をはじめ、教員・学校関係者の意識の高揚に努め、魅力あふれる多様な読書指導の展開を推進します。

また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などを通して、調べ学習や多様な学習活動を展開する中で、子どもが、読書を通して考えを広めたり、必要な情報を得るための効果的な読み方を工夫したり、資料を活用したりする能力の育成に努めます。

ウ 読書習慣の確立

子どもが自主的に本に親しめるように、発達段階に応じたブックリストの提供や、児童・生徒の読書ニーズを把握し、学校図書館や学級文庫、あるいは図書館の配本セット^{※38}などを効果的に活用させ、児童・生徒の読書習慣の確立に努めます。また、読書週間や読書月間など様々な読書関連行事を開催することで、児童・生徒の読書への興味を高める取組みを推進します。

※31 特定のテーマに沿った複数の本を、興味を引き出す工夫をしながら、内容を紹介する活動です。

※32 読書へのアニメーションは、スペインのモンセラ・サルト氏が開発した読書活動の手法です。子どもたちに読書の楽しさを伝え、本来持っている物語や言葉への興味関心を引き出し、読書能力を開発することを目的としています。

※33 本を読む期間や読む内容を決めて、自分のペースでゆっくり読書を楽しむことです。

※34 本を紹介する手紙やはがきを友人などと交換し、読書の楽しさを共有し、意欲を高める活動です。

※35 各自が面白いと思う本を持ち寄り、その本の面白さを5分で紹介し、質疑応答の後、一番読みたくなった本を多数決で決める書評合戦のことです。

※36 「学校図書館法」に規定された学校図書館の専門的業務にあたる職員で、教諭であることが前提とされています。

※37 学校図書館図書の整理など、司書の補助的業務を行う職員です。

※38 配本サービス事業で、各学校に貸し出すために特定のテーマの図書を集めた図書ボックスです。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 「朝の読書」「読書タイム」など全校一斉読書の推進
- 「読み聞かせ」や「ブックトーク」をはじめとする多彩な読書活動の実施
- 「図書館まつり^{※39}」「読書週間」での図書委員会による読書啓発活動の推進
- 発達段階に応じた読書案内や新刊図書・推薦図書の紹介
- 読書活動におけるボランティアとの協働

◎新規事業

- 保護者に対する「読み聞かせ」「家読^{うちどく}」の啓発

【目標値】

- 1か月間の不読率

	平成30年度実績	令和6年度目標
小学校	4.7%	3%
中学校	21.3%	9%

- 1か月間の平均読書量

	平成30年度実績	令和6年度目標
小学校	6.3冊	10冊
中学校	3.2冊	5冊

- 全校一斉読書（定期的実施されるもの）実施率

	平成29年度実績	令和6年度目標
小学校	69.5%	100%
中学校	66.7%	100%

- 「図書館まつり」「読書週間」などの読書活動実施率

	平成29年度実績	令和6年度目標
小学校	69.5%*	100%
中学校	66.7%*	100%

* 全校一斉読書の実績値（指標の分割を行い、単独での実績がないため）

※39 各学校で行われている図書委員会の取組みです。

(4) 図書館での読書活動

【現状と課題】

ア 年齢や発達段階に適した子ども向け事業の実施

図書館では、「おはなし会」をはじめ「一日司書体験^{※40}」や「映画会」「ぬいぐるみのおとまり会^{※41}」などの子ども向け事業を実施し、各年齢層に合わせ様々な読書啓発事業を実施しています。

しかし、事業の多くが乳幼児や児童対象であり、中学生以上（いわゆるYA^{※42}世代）を対象とした事業がほとんどありません。現在行っている、図書館に興味を持つ生徒が参加する「職場体験学習」や「一日司書体験」とともに、図書館に興味のない児童・生徒が図書館に足を向けたくなるような事業やイベントを計画し、実施することにより、図書館に興味を持たせるよう努める必要があります。

イ さらなるボランティアとの協働

図書館では、子どもたちに本に親しんでもらうため図書館ボランティア^{※43}の協力を得て、定期的に「読み聞かせ会」や「おはなし会」などを開催しています。引き続き、子どもたちが積極的に参加したくなるような、より魅力的なボランティア活動の継続に向けて、ボランティア団体との連携を密にし、よりよい協働体制を築くことが必要です。

ウ 「子ども読書の日」などにちなんだ行事の実施

図書館ボランティアの協力のもと、4月23日の「子ども読書の日^{※44}」及び、秋の「読書週間^{※45}」にちなんで図書館イベントを開催しています。これらのイベントにおける主な対象は乳幼児や小学生であるため、今後は中学生・高校生、または親子で参加できる行事への展開も必要です。

※40 市内の小学5・6年生や中学生を対象に、公共図書館の業務を体験する中で、図書館の役割を理解し、身近な施設として親しみを感じてもらうことを目的とする事業で、夏休み期間中に開催します。

※41 「ぬいぐるみのお泊り会」(stuffed animal sleepover)は、2006年頃にアメリカ・ペンシルバニア州の公立図書館で始まったと言われています。(カレントアウェアネス・ポータルHPによる)中央図書館では、平成29年度から開催しています。

※42 Young Adult の略で、13歳から19歳までの世代の人たちを指す「若い大人」という意味です。

※43 図書館を中心に、無償で読み聞かせ会などの開催や、図書館行事に協力いただいている民間団体や個人を指します。現在、市立図書館には、11団体が登録され、各分野（読み聞かせ、音訳、図書修理など）で活動されています。

※44 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設けられたものです。国及び地方公共団体は、この趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならないと法律で定めています。

※45 10月27日から11月9日までの文化の日を挟んだ2週間で、読書を推進する行事が集中して行われる期間です。「読書週間」が始まる10月27日は「文字・活字文化の日」に制定されています。

【施策の方向】

ア 年齢に応じた事業の充実

「一日司書体験」の開催や「職場体験学習^{※46}」の受入れ、夏休みなどに実施する「図書館お楽しみ袋^{※47}」など、子どもの年齢に応じた事業を充実させます。また、子ども向け「映画会」や、「ぬいぐるみのおとまり会」などを実施し、イベントを通じて子どもたちが図書館の魅力を発見できるよう努めます。

このほか、中学生・高校生を対象とした事業の拡大に向けた取組みに努めます。

イ 図書館ボランティアの養成及び支援

ボランティア養成講座やボランティアのスキルアップ講座を開催し、図書館ボランティアの育成を支援します。ボランティアとの協働による「おはなし会」などの読書支援活動を図書館内外において開催します。

ウ 「子ども読書の日」及び「読書週間」にちなんだ図書館イベントの実施

図書館ボランティアと密接な連携を図り、「子ども読書の日」及び「読書週間」にちなんだ図書館イベントなどを実施し、子ども読書に関する啓発活動を行います。乳幼児及び小学生を持つ保護者の意識高揚を図るとともに、図書館ボランティアなどの取組みなどを紹介し、イベントやボランティアへの参加を促すなど、市民協働による読書活動が定着するよう、推進に努めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 「一日司書体験」「図書館お楽しみ袋」など年齢に応じた事業の実施
- 小学生の「図書館施設見学」や、中学生の「職場体験学習」の受入れ
- 「ボランティア養成講座」「ボランティア向け講座」の開催
- 図書館ボランティアによる「おはなし会」など活動の充実
- 「子ども読書の日」「読書週間」にちなんだ読書イベントの実施

◎新規事業

- YA世代向けイベントの開催

※46 中学生を対象とした職場体験です。図書館では、毎年生徒を受け入れ、図書館業務の大変さと喜びを体験してもらい、併せて読書活動の大切さを理解していただきます。

※47 図書館スタッフが選んだ図書を袋に詰めて利用者に貸し出す事業です。利用者は、表示されたヒントを頼りに、どれを借りるか選びます。

【目標値】

- 子ども1人当たりの図書貸出冊数

平成30年度実績	令和6年度目標
19.1冊	21冊

- 子どもの図書館利用率（月1回以上）

	平成30年度実績	令和6年度目標
小学生	41.7%	65%
中学生	22.6%	30%

- 16歳から18歳までの図書館利用率

平成30年度実績	令和6年度目標
5.7%	13%



©稲沢市 いなッピー

2 学校・図書館・各施設における読書環境の整備

(1) 学校図書館などの整備・充実

【現状と課題】

ア 学校図書館の役割

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導、学習情報収集の場として、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備です。平成28年度には、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましいあり方を示す「学校図書館ガイドライン」が定められました。そこでは、学校図書館は以下の機能を有しているとしています。児童・生徒の読書活動を推進し、想像力を培い、知的興味・関心などを呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」、児童・生徒の学習活動を支援し、授業の内容を豊かにする「学習センター」、そして、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、情報の収集・選択・活用能力の育成に寄与する「情報センター」の機能です。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング^{※48}の視点の学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

イ 図書資料の充実

現在、市内すべての小・中学校において、学校図書館の蔵書数は「学校図書館図書標準^{※49}」を達成しています。しかしながら、毎年度の新規購入に対し、必要な廃棄を行う計画的な図書更新が進んでいない状況が見受けられます。児童・生徒が正しい情報にふれる環境を整備するうえでも、適正な図書更新は不可欠であり、計画的に進める必要があります。

学校図書館や学級文庫などの図書の充実を図るには、新たな資料の購入とともに、時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった資料を廃棄し更新する必要があります。廃棄と更新が計画的に的確に行われるためには、廃棄の基準を定めることや、継続的に財源が確保されることが求められます。

また、平成29年度から実施されている図書館の配本サービス事業や、図書館の団体貸出を利活用することも、学校図書館の資料充実の助けとして期待されます。

^{※48} activelearning : 学生が主体的に問題を発見し、答えを導き出す能動的な学習方法のことです。

^{※49} 公立義務教育諸学校の学校図書館に整理すべき蔵書数の標準として、国が定めたもの（学級に応じた蔵書冊数）です。

ウ 学校図書館を活用した教育の推進

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭は、12学級規模以上のすべての小・中学校に配置しています。また、平成26年6月の「学校図書館法」改正により、すべての学校に学校図書館司書^{※50}を配置するよう努めることとなっています。本市では、これに相当するものとして、蔵書整理や貸出業務などを行う学校図書館司書補をすべての小学校に配置しています。

令和2年度からの新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。司書教諭をはじめとして、教員と学校図書館司書補とが連携し、児童・生徒が効果的に学校図書館を活用できる教育を推進することが求められます。

エ ICT化の推進と活用

市内の小・中学校では、インターネット検索で、最新の情報を入手し、調べ学習に活用することや、市立図書館の蔵書検索を行うことなどが可能となっています。しかしながら、学校図書館の蔵書のデータベース管理や、他校の図書館等とのネットワークの構築は、未導入であり、迅速な貸出業務や、児童・生徒の読書傾向や、資料の活用状況の把握、地域全体での蔵書の共同利用など、学校図書館の機能を大いに向上させることが期待できるため、早期の整備が求められます。

また、学校図書館が児童・生徒の情報活用能力を育成する場になるよう、必要な情報の収集・提供と、ICTの活用を指導する環境の整備が必要です。

【施策の方向】

ア 学校図書館の図書資料の充実

児童・生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応えるよう、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などに役立つ、多分野にわたる魅力的な学校図書館資料を整備し、正しい情報に触れる環境を整備するために、新刊書の充実や情報が古くなった図書の更新を行い、図書資料の整備・充実に努めます。

イ 図書資料の活用と施設の整備・充実

「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の機能を高め、子どもの自発的・主体的な読書活動や学習活動が盛んにおこなわれるように、学校図書館の

※50 専門的な知識・経験を有する学校図書館事務担当職員です。

充実を図ります。ポップ^{※51}などを活用し、児童・生徒にとって身近に図書がある環境を整備し、進んで自然に足を運びたいくなるような学校図書館づくりを目指します。

また、学級文庫や学年文庫、出前コーナーなどを設置し、図書資料を身近に手に取れるような環境をつくります。

ウ 学校図書館の活用を充実していくための人的配置

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たし、各教員が学校図書館の機能を理解し、活用できるよう、教職員の中で体制の確立の工夫に努めます。また、図書委員会や学校図書館司書補を中心とした管理運営の充実と、学校図書館の利活用における教員と学校図書館司書補の連携・協力を努めます。

さらに、公立図書館やボランティア及び保護者などとの連携を深め、より利用しやすい学校図書館づくりを推進します。

エ 学校図書館の情報化

学校図書館の蔵書のデータベース化の推進は、迅速な貸出業務や利用傾向を把握し、学校図書館の蔵書管理や図書の更新などで、大きな効果が見込まれることから、引き続き整備の推進に努めます。また、学校図書館のICT化についても、動向や効果の把握に努め、整備の必要性を検討していきます。

オ 図書館との連携強化

配本サービスや団体貸出などによる、市立図書館の蔵書の学校図書館利用や、司書補やボランティアの研修や情報提供など、双方の連携・協力を強化します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 第5次学校図書館図書整備等5か年計画^{※52}に基づく学校図書館図書の充実
- 学習・情報センターとしての学校図書館機能の充実
- テーマコーナーや推薦図書コーナーの設置及び充実
- 学級文庫の設置及び充実
- 学校図書館の情報化の推進及び図書館との連携の強化

※51 Point of Purchase の略で、購買時点と訳される、商品説明カードなど購買意欲を高めるための広告宣伝物のことです。図書館では、おすすめの本の魅力を紹介する案内カードなどを指します。

※52 学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置のため、地方財政措置を行うもので、平成29年から令和3年までの5か年を計画期間としています。

【目標値】

○ 図書整備率

	平成30年度実績	令和6年度目標
小学校	148%	130% ※
中学校	133%	130% ※

※冊数を満たすだけでなく、内容の充実を図るための図書更新を考慮した目標値です。

(2) 図書館の整備・充実

【現状と課題】

ア 図書館の現状

公立図書館は、地域の子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、子どもの読書活動の推進において重要な役割を担っています。中央図書館、祖父江の森図書館、平和町図書館の3館では、計画的に乳幼児から児童・青少年向けの図書などを購入し、図書館資料の充実に努めています。また、ボランティアの協力のもと定期的に読み聞かせ会などを開催し、読書に対する興味や関心を高める取組みをしています。このほか、7つの地区^{※53}にある公民館図書室にも、計画的に児童書を購入し、子どもたちの利用に供しています。

子どもたちの多様な読書の要求に応えられるよう、さらなる児童書の充実と情報提供が求められるとともに、障害のある子どものための読書のバリアフリー化、外国人児童・生徒向けの図書の充実など、多様な子どもの読書環境の強化に努める必要があります。

イ 児童サービスに通じた職員の養成・配置

子どもの読書活動にかかる相談や質問の対応、子どもの発達段階に応じた図書の選択など、子どもの読書活動を支援する取組みには、児童サービスに関する豊富な知識と経験が必要です。子どもの信頼に応えられる専門職員の養成と適切な配置が求められます。

ウ リサイクル本の有効活用

図書館で不用になった図書などを有効活用するために「図書雑誌無料配布会^{※54}」

※53 大里西、大里東、明治、千代田、下津、稲沢、稲沢東を指します。

※54 図書館で不用となった図書を、希望者に無料配布し、2次利用を行うものです。毎年、中央図書館と祖父江の森図書館で、1回ずつ開催され、祖父江の森図書館では、公共施設対象の配布会も開催します。

を開催しており、学校や保育園をはじめとする公共施設に対する機会を設けて、絵本などの有効活用を行っています。配布時間を午前中に実施することにより、利用は増えてきましたが、各施設における読書環境の改善に向けて、引き続き絵本などを必要とする公共施設に対して利用の周知を行うとともに、有効な児童書の活用に向けて、一般家庭の不用図書の活用も考慮することが求められます。

【施策の方向】

ア 図書館環境の整備と児童図書の充実

子どもたちの興味や成長に合わせた図書を提供することは図書館の使命と考えます。乳幼児から18歳まで、年齢や発達段階に応じた資料の充実を図り、読書環境の整備に努めます。また、地域の伝統や文化を尊重し、郷土に誇りと愛着を持つことができる子どもたちの育成を支援するため、子ども向け郷土資料^{※55}の充実に努めます。

イ レファレンスサービスをはじめとする児童サービスの充実

児童サービスに係る研修会などに積極的に参加し、職員の資質の向上に努め、児童書に関する情報提供や読書相談などのレファレンスサービス^{※56}を始め、子ども向けの読書事業の展開など、様々な児童サービスを充実させます。

ウ 様々な利用者に向けての環境整備

障害のある子どもが図書館で読書を楽しむことのできるよう点字資料、大活字本^{※57}、マルチメディアDAISY^{※58}等の収集や、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用のサポートなどサービスの充実を図ります。また、外国人利用者のための多様な言語の児童書や、英語学習にも役立つ英語の絵本など、日本語以外の資料の収集にも努め、誰でも楽しむことができる図書館の環境整備に努めます。

※55 地域社会の歴史、文化、行政、市民生活など、あらゆる分野に関する資料及びその地域で作成、発行された資料を指します。

※56 図書館利用者が、学習、研究、調査を目的として必要な情報や資料などの求めに応じて図書館職員が、情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって利用者を支援する業務です。

※57 高齢者や弱視の方など、細かい文字を読むことができない方のため、大きな活字で印刷された本です。

※58 音声にテキスト及び画像をシンクロさせて、利用者は音声を聞きながら抜粋されたテキストを読み、同じ画面で絵を見ることのできるものです。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 中学・高校生向けの図書の充実
- 児童サービス専門職員育成のための研修会への参加
- テーマに沿った本や年齢・発達段階に応じたおすすめ本の展示・紹介
- 子ども向け郷土資料の収集・整備
- 計画的な児童図書収集のための蔵書計画の作成
- 「図書雑誌無料配布会」での寄贈図書の有効活用

◎新規事業

- 障害のある子ども向け資料及び外国語資料の充実

【目標値】

- 子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数

平成30年度実績	令和6年度目標
6.9冊	8冊

(3) 関係機関との連携

【現状と課題】

ア 市内各施設との連携

図書館では、学校をはじめ市内各施設や団体に対して、団体貸出を通じて児童書や絵本の提供を行っています。しかしながら、全ての公共施設が団体貸出を利用していないことから、定期的に団体貸出制度の周知を図り、活用を促す必要があります。また、図書館資料の提供とともに、各施設の読書関連情報が容易に入手できるよう、情報提供などの連携も積極的に行うことが求められます。

イ 図書館間の連携

図書館が所蔵していない図書は、愛知県図書館をはじめ他の公共図書館や大学図書館から相互貸借^{※59}により取り寄せて利用者に提供しています。愛知県図書館とは、資料の相互貸借だけでなく、子ども読書活動に係る情報交換など緊密な連携が必要です。また、大学連携により市内の大学図書館とも相互利用が行われ、読書関連事業での協力も期待されます。

^{※59} 利用者の求めに応じて、図書館がその資料を所蔵する他館に利用を申し込み、所蔵館から借り受ける制度です。

ウ 各施設の読書環境

保育園では、園児が自由に絵本を手にとることができるよう、絵本コーナーを設置し、必要に応じ貸出しなどを行っています。しかしながら、保育園における絵本の購入・更新は、各施設の状況や園児数により異なることもあり、十分とは言えません。また、保護者の意識を高めるためには育児書などの参考資料も必要です。

児童館・児童センターは、0歳から18歳までを対象とした施設であり、年齢別に図書等を分類しています。対象となる年齢が幅広いため、それぞれの年齢にあった図書の充実が必要です。また、子育て支援センターも含め、乳幼児向けや、未就園児向けの読み聞かせの活動に積極的に取り組むためにも、目的にあった絵本や育児書などの参考資料の充実が求められます。

保健センターの待合所では、待ち時間に乳幼児が利用するように、絵本を配置しています。現在は、必要により、図書館のリサイクル本を利用しています。

【施策の方向】

ア 学校との連携

図書館資料を市内の小・中学校へ届ける配本サービス事業を継続実施します。加えて、利用予定のない配本セットについては団体貸出制度を利用し、希望する小・中学校へ貸出します。また、図書館と学校とが連携し、情報交流や研修などの協力を通して、読書環境の向上に努めます。

イ 保育園・幼稚園及び児童館などとの連携

絵本、紙芝居、大型絵本など乳幼児向け資料の充実に努め、団体貸出などの活用促進を図ります。また、図書館などで行われている「読み聞かせ会」のPRや、情報の発信を行い、保護者や子どもたちの興味・関心を高めます。

ウ 愛知県図書館をはじめ他の公共図書館との連携

愛知県図書館をはじめ他の公共図書館との連携を深め、児童サービスに関する情報交換に努め、子どもの読書活動推進に係る各種研修会に参加します。

愛知県図書館が実施する公立高校への図書の配本事業に協力します。

エ 大学との連携

名古屋文理大学の図書情報センターや愛知文教女子短期大学の図書館と連携を深め、図書の相互利用サービスを強化します。また、大学と連携し、子どもや保護者の興味・関心を高める事業を展開します。

オ リサイクル本の有効活用

図書館で不用となった絵本や児童書などを、保育園、児童館・児童センター、保健センターなどへ積極的にリサイクルすることにより、各施設の読書環境整備に努めます。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 愛知県図書館をはじめ他の公共図書館や大学図書館との相互貸借の実施
- 学校・保育園などへの団体貸出の実施
- 大型絵本の貸出しの実施
- リサイクル本を活用した公共施設の読書環境整備
- 小・中学校への配本サービス事業の実施

【目標値】

- 配本サービス実施校

平成30年度実績	令和6年度目標
31校	32校



©稲沢市 いなッピー

3 子どもの読書活動推進のための広報・啓発

(1) 各種情報の収集と提供

【現状と課題】

ア 広報・啓発活動

図書館では、ホームページや「図書館だより」により、利用方法や図書館行事のお知らせ、おすすめ本の紹介などの情報提供を行っています。しかしながら、まだまだ家庭や地域、学校に子どもの読書活動に関わる情報や各施設で行われるイベントの情報が行き届いていないとは言えません。今後は、これらの情報や「図書館だより」の内容などを、SNSや各種情報誌をはじめとする様々なメディアを活用し、広く市民に提供することが大切です。

【施策の方向】

ア ホームページの充実やSNSの活用

子ども読書活動に関わる情報や図書館におけるイベントの紹介、さらに図書館ボランティアの紹介や活動内容など、ホームページの充実や、SNSを活用して広く市民に情報提供します。

イ 広報・啓発活動の推進

子ども読書活動推進に関わる各種講座や講演会などを開催します。また、「図書館だより」や市広報、児童館・児童センター・子育て支援センターや生涯学習課で発行している情報誌などを活用し、子ども読書活動に関わる行事などの開催について広く市民に知らせます。

ウ 愛知県事業との連携

毎年10月に愛知県が主催する「青少年によい本をすすめる県民運動^{※60}」の開催に併せ、図書館では、推薦図書を紹介など読書活動の啓発を進めます。図書館が行う講座や関連事業の情報を県の生涯学習情報システム「学びネットあいち^{※61}」に登録します。

^{※60} 家庭、学校、地域社会で読書を通じて豊かな心を育み、青少年の健全育成に資するため、愛知県及び愛知県青少年育成県民会議が、市町村及び関係機関・団体の協力を得て実施する読書啓発活動です。

^{※61} 生涯学習機関・団体等有する生涯学習に関する情報を一元的に提供するシステムです。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 図書館ホームページの内容の充実、SNSの活用など、情報発信力の強化
- 「図書館だより」や各種情報誌による各施設で行われる子ども読書活動のPR
- 図書館イベントなどを通して子ども読書に関する啓発活動の実施
- 図書館と学校関係者との情報交流

◎新規事業

- いなざわ子育て応援サイト「すくすくいなッピー」^{※62}への情報提供

(2) 優れた取組みの奨励

【現状と課題】

優れた読書活動を推進している個人又は団体に対して、その取組みを奨励し、各種の顕彰事業に推薦しています。奨励した取組みを、図書館やホームページ・SNSを通じて、広く市民に紹介することは、図書館活動の活性化に繋がると期待されます。

【施策の方向】

子ども読書活動の推進に関して、个性的かつ優れた取組みを行っている個人や団体の活動内容などを奨励し、必要に応じて各種顕彰事業にその取組みを推薦します。また、その実績について、広く市民に紹介します。

【具体的な取組み】

◎継続事業

- 図書館で優れた読書活動などの紹介・展示

※62 稲沢市の子育て支援情報・イベント情報・施設マップなど子育てに関する情報を提供するアプリです。

第4章 施策の効果的な推進に向けて

1 推進体制の整備

この計画を効果的に推進していくために、子どもの読書活動に関わる関係機関が、情報交換や交流を通して相互に連携し、協力していくことができるような環境を整備します。

2 推進計画の進行管理

本計画の推進にあたり、ここに定めた目標に向けて、稲沢市図書館協議会において進行管理を行います。具体的には、子どもの読書活動の実態に関するアンケート調査や、計画の取組みに関する実態調査を計画的に実施することにより、主要な取組みの進捗状況を点検します。適宜、進捗状況を検討し、必要により事業内容等の見直しを行います。



©稲沢市 いなッピー

目標値の設定

本計画を進めるにあたり、その着実な推進を図るために明確な目標を掲げ、第3次推進計画策定時（平成29・30年調査結果）の実績と令和6年度末までに達成する目標値を以下のとおり設定します。

区分	指 標	策定時	目標値
家庭	家庭での「読み聞かせ」の実施率（保育園・幼稚園児）	82.4 %	85 %
	保護者の「 ^{うちどく} 家読」認知度	（新規）	80 %
保育園	図書館の団体貸出利用保育園・幼稚園の割合	44.4 %	70 %
小学校	1か月間の不読率	4.7 %	3 %
	1か月間の平均読書量	6.3 冊	10 冊
	全校一斉読書(定期的実施されるもの)実施率	69.5 %	100 %
	「図書館まつり」「読書週間」などの読書活動実施率	69.5 %*	100 %
	図書整備率	148 %	130 %
中学校	1か月間の不読率	21.3 %	9 %
	1か月間の平均読書量	3.2 冊	5 冊
	全校一斉読書(定期的実施されるもの)実施率	66.7 %	100 %
	「図書館まつり」「読書週間」などの読書活動実施率	66.7 %*	100 %
	図書整備率	133 %	130 %
図書館	子ども1人当たりの図書貸出冊数	19.1 冊	21 冊
	小学生の図書館利用率（月1回以上）	41.7 %	65 %
	中学生の図書館利用率（月1回以上）	22.6 %	30 %
	16歳から18歳までの図書館利用率	5.7 %	13 %
	子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数	6.5 冊	8 冊
	配本サービス実施校	31 校	32 校

* 全校一斉読書の実績値（指標の分割を行い、単独での実績がないため）

4 第3次推進計画の体系図

